

県南広域振興局土木部 業務概要



一般国道397号 解体撤去中の旧小谷木橋（中央）と新小谷木橋（右）



令和5年12月20日に供用開始した主要地方道一関北上線谷地地区の交通状況
(左:整備前、右:整備後)

令和6年度版

I 管内の概要

1 管理区域等

(令和5年10月1日現在)

項目	数値等	備考
面積	1,173 km ²	奥州市及び金ヶ崎町
人口	123,364人	〃

2 管理道路の概況

(令和4年4月1日現在)

種別	路線数	距離	備考
一般国道	4 路線	115.1km	107号、343号、397号、456号
主要地方道	6 路線	114.3km	水沢米里線 他5路線
一般県道	24路線	191.8km	前沢東山線 他23路線
合計	34路線	421.2km	

3 管理河川の概況 ※県南局土木部管理外延長も含む

(令和3年10月1日現在)

種別	河川数	距離	備考
一級河川	26河川	223.4km	胆沢川、人首川 他24河川

4 砂防指定地の概況

(令和4年6月13日現在)

種別	箇所数	面積	備考
砂防指定地	48箇所	365.28ha	

5 急傾斜地崩壊危険区域の概況

(令和4年1月25日現在)

種別	箇所数	面積	備考
危険区域	15箇所	16.35ha	

6 地すべり防止区域の概況

(平成30年3月31日現在)

種別	箇所数	面積	備考
地すべり防止区域	2箇所	679.15ha	

7 土砂災害警戒区域指定状況

(令和4年3月31日現在)

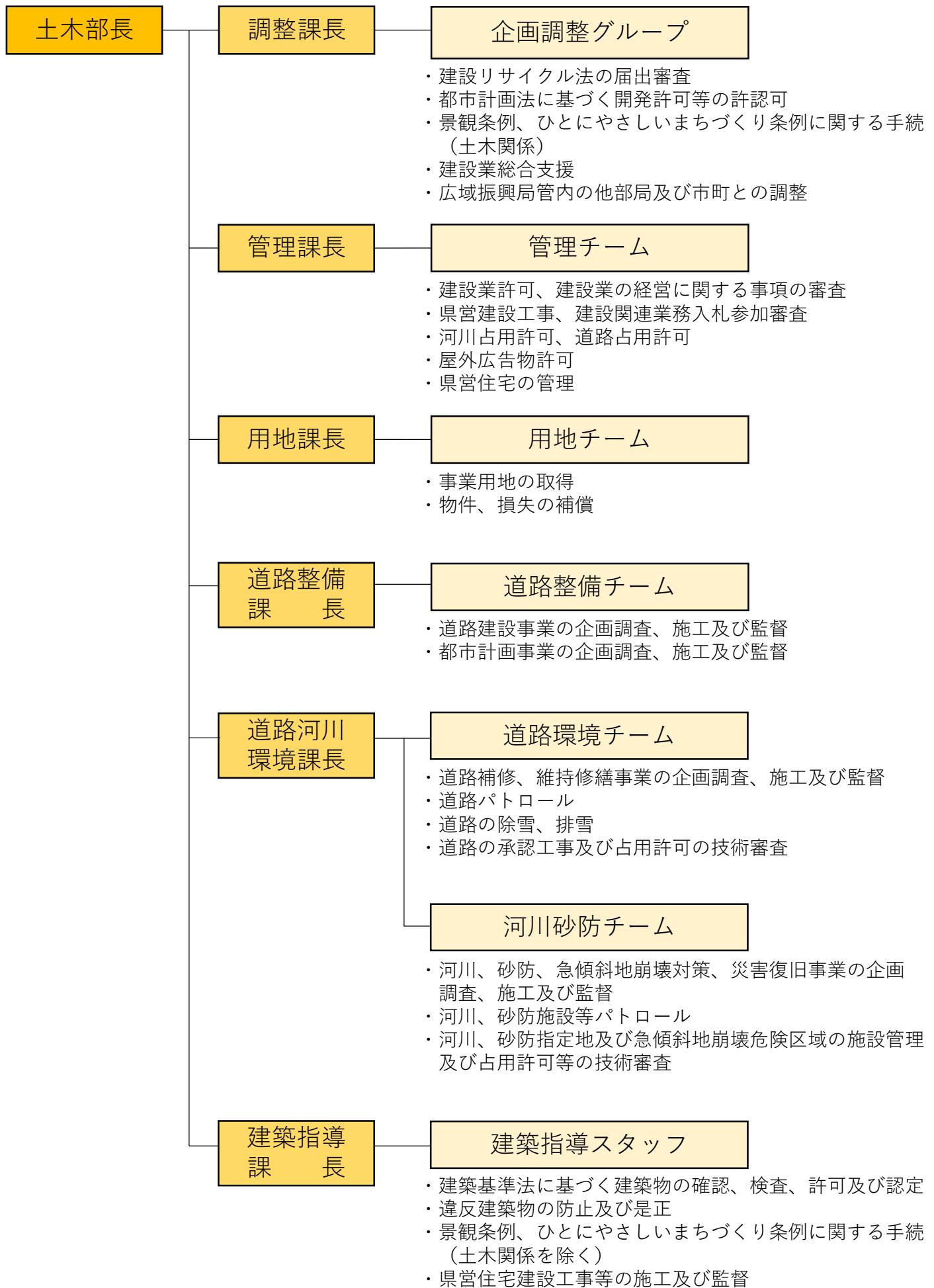
種別	危険箇所数	区域指定済箇所数	備考
土砂災害警戒区域	849箇所	849箇所	

8 県営住宅の概況

(令和6年4月1日現在)

市町村	団地数	管理戸数	備考
奥州市	4箇所	286戸	北野128、内匠田64、常盤80、桜屋敷14
金ヶ崎町	1箇所	56戸	羽沢56

II 職員体制、組織図等



III 業務紹介

調整課

建設リサイクル法に基づく届出書の審査、都市計画法に基づく開発許可の許認可、建設業協会との連携による建設業イメージアップ事業や建設業総合支援などの他、広域振興局管内の他部局との調整等を実施しています。

種別	業務	内容
審査、許認可	建設リサイクル法に基づく届出書審査	解体工事や新築工事等について、建設リサイクル法に基づき提出された届出の審査等を行います。また、関係機関と連携しパトロールを行います。
	開発許可	良質な宅地水準の確保のため、都市計画法における開発許可制度に基づく審査、許可等を行います。
	景観法に基づく届出書審査	良好な景観の形成を進めるため、岩手県景観計画に沿って景観法に基づき提出された届出の審査等を行います。(ただし、建築物を除き金ヶ崎町にかかるものに限る)
企画	建設業総合支援	県南地域の建設業のイメージアップのため、建設業協会等と連携し、建設業ふれあい事業などを進めています。
指導	工事安全パトロール	工事の労働災害防止等を目的として、労働基準監督署や工事の発注者、受注者と共に、施工体制や現場の安全措置の状況などをパトロールしています。
協働	道路、河川ボランティア	道路、河川の草刈りや清掃などのボランティア活動への支援を行います。
その他		広域振興局管内の他部局との調整や、管内市町からの照会や補助事業の執行等について支援等を行います。

管理課

部内の予算や決算の業務、契約業務等の庶務業務を行っています。また、県営住宅の管理、道路や河川の管理、建設業の許可、経営審査、屋外広告物の許可等の管理業務を行っています。

種別	業務	内容
審査、許認可	道路法、河川法等	道路や河川において、土地の占用や工作物の設置等に関する許可を行います。
	建設業の許可	建設業法により定められている一定額以上の金額の工事を請け負うための許可を行います。また、建設業者の経営事項審査も行います。
	屋外広告物の許可	立看板、広告板等の広告物を屋外に設置し、常時又は一定の期間、公衆に表示する場合に許可を行います。
	入札参加資格審査	県営建設工事や建設関連業務の契約に係る競争入札参加資格審査を行います。
	特殊車両の通行許可	車両制限令に定める一般的制限値を超える車両の審査及び通行の許可を行います。
管理	県営住宅の管理	県営住宅の入居の許可や家賃の徴収を行います。
庶務		部内の予算経理、福利厚生といった総務事務や、事務用品等の購入、電気量、電話料等の支払い、電話、窓口対応などの庶務を行います。

III 業務紹介

用地課

道路の拡幅工事や河川改修工事などを行うために、新たに土地が必要となることがあります。このようなとき、県はこの用地を確保するため、土地所有者の方々から用地を提供していただくこととなります。また、この用地内にある建物などを移転していただくため、補償基準に則った補償をすることになります。

用地課では、このような事務を担当しており、事業がスムーズに進むように、皆さまのご協力をお願いしています。

～工事に着手するまでの用地補償の標準的な流れ～



III 業務紹介

道路整備課

道路は、人々の日常生活を支える他、快適で魅力あるまちづくりや、物流の効率化などによる生産性の向上、観光の振興など重要な役割を担っています。

これらの役割を果たすため、道路の利用状況（歩行者や自転車、大型車の通行量など）や、道路を取り巻く環境の変化、地元自治体等の要望などさまざまな要素を総合的に判断して、緊急性の高い箇所から工事を行っています。

一般国道397号 小谷木橋（奥州市水沢東中通り～羽田町）

旧小谷木橋は、幅員が狭く大型車のすれ違いが困難な交通隘路となっていたこと、架橋から70年近く経過し、老朽化が著しいほか、地震等による度重なる損傷を受けていることから、災害に強く安全で円滑な交通を確保するため新たな橋梁整備を実施し、新小谷木橋が令和3年5月31日に開通しました。

現在は、長きにわたり地域の生活を支えてきた旧小谷木橋の解体撤去作業を進めています。



解体撤去前の旧小谷木橋（左）と新小谷木橋（右）



解体撤去中の旧小谷木橋

主要地方道一関北上線 大久保～内堀地区（奥州市水沢黒石）

当該地区は、線形不良、縦断勾配が急であるなど交通の支障箇所となっているほか、本路線に並行して流れる一級河川北上川の増水時の影響を受けやすく、豪雨の際は路面冠水による通行止も常に警戒が必要であることから、北上川の治水対策事業と連携しながら安全で円滑な交通を確保するため道路整備事業を進めています。



線形不良箇所



令和2年7月28日の豪雨による路面冠水

このほか、次の箇所においても道路整備事業を進めています。

- ・一般県道玉里梁川線梁川地区（奥州市江刺梁川）
- ・主要地方道一関北上線谷地（山下）地区（奥州市江刺稻瀬）

III 業務紹介

道路河川環境課－道路環境チーム

道路を快適に使い続けるためには、適切な維持管理を行う必要があります。そのため、道路パトロール等による路面や付属施設の点検、橋梁等構造物の補修工事、法面対策工事、冬期間は除排雪作業を行うなど、管理施設の維持や補修、修繕等を行っています。

また、道路利用状況等を踏まえて、歩道設置工事や、ガードレールなど交通安全施設の整備を進めています。

道路パトロール



道路を巡回しながら、危険な路面の穴ぼこ（ポットホール）の補修や落下物の回収等を行っています。

舗装補修工事



ひび割れやわだち掘れなどで安全な通行に支障がある道路の舗装の補修を行っています。

橋梁補修工事



橋桁の塗装、橋梁の防護柵、伸縮装置の交換やコンクリートのひび割れ補修、舗装の打ち換え工事等を行っています。

法面対策工事



崩落や落石等の危険のある道路の法面に対して、擁壁や落石防護網設置等の工事を進めています。

歩道設置工事



歩行者の安全を確保するために、歩道の新設工事を行っています。

除雪



冬期間の安全で円滑な道路交通を確保するため、道路の除雪作業を行っています。

III 業務紹介

道路河川環境課－河川砂防チーム

河川

近年多発する大雨による洪水被害に備えるため、沿川に家屋等の資産があり、断面が狭小で治水安全度が低い河川を中心に河川改修工事を進めています。

また、洪水時においても河川管理施設が適切に機能するように河川パトロールによって堤防や護岸の点検等を行っています。

河川改修工事



河道掘削工事



河川内の支障木の伐採



河川パトロール



砂防

土砂災害の防止として、砂防ダムや渓流保全工による土石流の防止、急斜面の崩壊防止対策を行い、人々の生命と財産を守ります。

また、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を実施しています。



III 業務紹介

建築指導課

建築基準法に基づく建築物の確認や違反建築物に対する指導等を行っています。また、景観条例に関する審査やひとにやさしいまちづくり条例に関する指導を行っています。

業務	内容
建築基準法に基づく建築確認・検査	周辺の環境、建物の安全性、消費者の保護等を図るため、建築基準法が定められています。建築物に関する指導、建築物を建設する前に必要な建築確認申請の審査、建設中の中間検査、完成時に義務付けられている完了検査を行います。
建築物に関する相談	耐震診断相談窓口、住宅リフォーム相談窓口、高齢者円滑入居相談窓口、アスベストに関する住宅相談窓口を設置しています。
違反建築物に対する指導等	建築基準法等に適合しない建築物等について、適正な状態となるよう指導等を行います。
建築基準法に基づく定期報告書の審査	不特定多数の方が利用する建築物について、建設後においても適正な状態を保つために、特定建築物の所有者等から提出される報告書の審査を行います。
建築士法に基づく業務	二級・木造建築士に関する届出（住所等の届出、死亡届等）の手続きを行います。なお、建築士に関する申請（免許申請、再交付申請、登録事項変更届・書換交付申請等）の手続きは、一般社団法人岩手県建築士会が行います。 建築士事務所に関する申請等（新規登録、更新登録、変更、業務に関する報告、廃業等）の手続きは、一般社団法人岩手県建築士事務所協会が行います。
宅地建物取引業法に基づく業務	宅地建物取引士に関する申請（登録、取引士証の交付、登録事項変更等）及び、宅地建物取引業に関する申請（免許申請、更新、変更の届出等）の手続きを行います。なお、登録事務は岩手県建築住宅課で行います。
バリアフリー新法に基づく指導	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律に基づく認定、指導等を行います。
浄化槽法に基づく届出書の審査業務	浄化槽の設置に関する指導及び届出書の審査を行います。
景観条例に関する審査	岩手の景観の保全と創造に関する条例に基づく、建築物等の指導及び届出書の審査を行います。
ひとにやさしいまちづくり条例に関する指導	ひとにやさしいまちづくり条例に基づく、建築物等の協議及び完了検査を行います。

県営アパートリフレッシュ工事事業

上記業務の他、県営アパートのリフレッシュ工事を進めています。

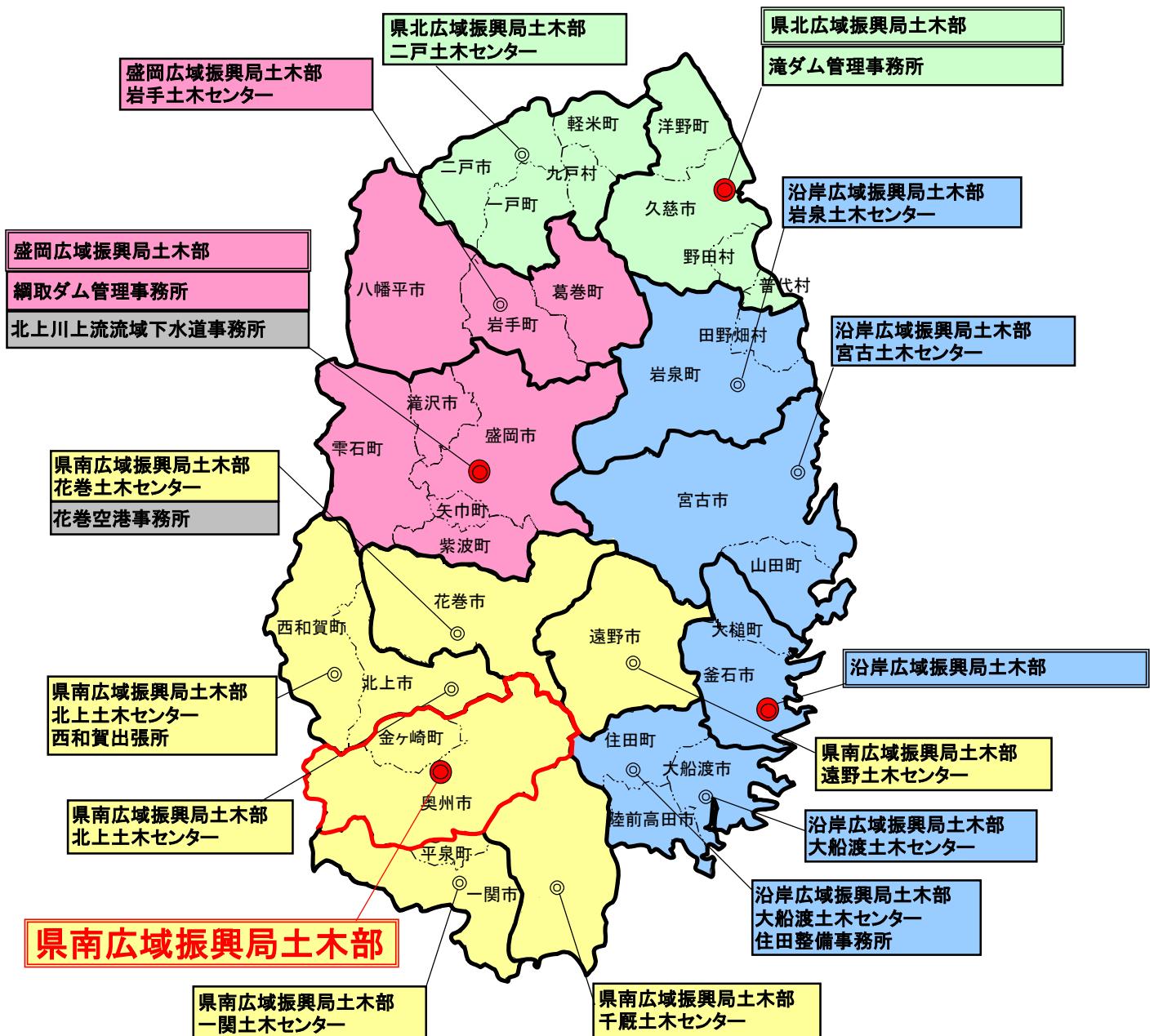


改修を終えた県営内匠田アパート



改修後のバスルーム、トイレ

IV 連絡先等



県南広域振興局土木部

〒023-0053

岩手県奥州市水沢大手町1番2号

TEL : 0197-22-2881

FAX : 0197-51-1405

Mail : BD0006@pref.iwate.jp